

Title	百万塔墨書銘に見える暦日の問題：神護景雲二年三月は大か小か
Sub Title	Notes on a problem of dates inscribed on the Hyakuman-to : on the third month of the second year of Jingo-keiun (AD768)
Author	湯浅, 吉美(Yuasa, Yoshimi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.1/2 (2005. 9) ,p.57- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050900-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050900-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 百万塔墨書銘に見える暦日の問題

—神護景雲二年三月は大か小か—

湯 浅 吉 美

## 一、はじめに

天平宝字八年（七六四）、惠美押勝の乱を鎮定した後、称徳天皇はいわゆる百万塔の造立を発願した。木造三重小塔百万基を造り、中に陀羅尼を納めるという計画で、以つて押勝ら死没者の靈を慰めるためであつたと伝えられる。宝亀元年（七七〇）四月に完成し、大安・元興・

興福・薬師・東大・西大・法隆・弘福・四天王・崇福の十大寺等に分置した記事が『続日本紀』に見える。そして現に、法隆寺には万をもつて数える遺品が伝存しているし、また、明治になつて流出したものが諸家に愛蔵されている数も少なくない。

その百万塔ならびに陀羅尼をめぐっては、何よりも陀羅尼が（年代の明確なものとしては）世界最古の印刷物

である点が最大の関心事とされてゐるが、そのほかにも多くの興味ある問題が挙げられる。たとえば、陀羅尼の印刷技法（木版か銅版か、整版か活字版か）、料紙の紙質や漉き方、塔の削成技法（轆轤の使用）、さらに、それらを総合した上に成り立つ官営工房における作業の在り方、等々。実にさまざまな分野の研究者を惹きつけて已むことのない資料、それが百万塔である。

本稿では百万塔の墨書銘に見える日付の問題を探り上げる。周知の如く、百万塔の塔身部および相輪部には、制作に携わった工人のものと思われる墨書が多数残されている。そしてこれらの墨書銘は、法隆寺昭和資財帳編纂に伴う調査に際して赤外線カメラを用いて観察され、一部は資料として公開された。しかしその中に、本来ありえない、もしくは疑問のある日付を書き記すものの存

することが報告されており、当時の暦日を復元する者にとつて悩ましい問題を投げかけている。具体的には、推算暦では小の月と考えられる月の「三十日」という日付がある、といったような事例である。考察の帰趨如何によつては、奈良時代史の根本史料たる『続日本紀』の読解にも影響を与えるかねないし、暦日の復元作業はどうあるべきかという点にも関わるであろう。安易に瑣末な話柄として片付けることはできないのである。

## 二、暦日の復元について

まず最初に、歴史上の暦日がどのように復元されるか、その手続きの概略を述べる。

太陽暦採用以前の日本の暦（いわゆる旧暦）は中国伝來の太陰太陽暦で、奈良時代に関して言えば、天平宝字七年（七六三）までは儀鳳暦、翌八年からは大衍暦が用いられた。儀鳳暦は唐の麟德暦を日本でそのように呼んだものと考へられている。一方、大衍暦は僧一行の撰に入る暦法で、元時代の授時暦と並んで歴史史上に輝く善い厄介なのは、月の大小や閏月の挿入が全く不規則と言つてよいほどに複雑なことである。<sup>(2)</sup>これは中国式太陰太

陽暦の宿命で、月の満ち欠けの姿と日取りとが一致しなかつ季節のずれもさほど大きくならないという巧妙な暦法である反面、手間の掛かる造暦計算を年毎に正確に実施した上でなければ暦日を決定できない。十四通りのカレンダーを作つておけば未来永劫それで足りるというグレゴリオ暦（現行太陽暦）とはわけが違うのである。<sup>(3)</sup> そのような暦を用いていても、その情報が完全に残っているのなら、何も憂いは無い。しかし残念ながら、奈良時代については実際に行用した暦はほとんど残されていない。<sup>(4)</sup> また正史としての『続日本紀』も、すべての月の大小もしくは朔日干支を記録しているわけではない。ざつと確認したところでは、『続紀』全体、文武天皇元年（六九七）八月から延暦十年（七九一）十二月まで、合計一一六八か月のうち、朔日干支が判明するのは、疑いの存するものを含めても僅かに四分の一（二九四か月）に過ぎない。しかも、そのまた五分の一（六七か月）が正月で、年の半ばの月朔などは確認できないのがふつうという有様。復元暦が必要とされる所以である。そこで、復元暦を作成する手順ということに話は移る。

暦を復元するためには、まず暦法を理解しなければならない。暦法自体は歴代のものが必ず中國王朝正史の暦

志に収録されているので、それを参考すればよい。もちろん計算手順も漢文で書かれているから、それを読解した上で数式を立てる。そして、さながら当時の曆生の如く、それに従つて造曆計算を行う。かくして造られた年々の曆は「推算曆」と呼ばれる。<sup>(5)</sup>

ところが、いくつかの理由から、造曆計算の結果に対して変更が加えられることがある。たとえば、四大三小といつて、大の月が四か月続いたり、小の月が三か月並んだり、というのを避けるために、月の大小を入れ替えるなどの操作を行う。あるいは、朔旦冬至と称して、十一月一日に冬至が当たるのを殊のほか慶賀するが、ふつうは十九年ごとに起くるこの曆象が周期から外れることがあると、正しい（期待される）周期に合わせる操作を行なう。当時の司曆は必要に応じてこのような操作を行い、世に頒行する曆を完成させた。この完成品を「実施曆」とか「施行曆」などと呼ぶ。現代の曆学研究者が曆日の復元を行う場合も同様で、こういった曆日変更が史資料から判明するならば、それに従つて推算曆を補正する。この補正を経たものを「復元曆」と称する。

このように記すと、曆は恣意的に好きなように造れるものと思う向きもある。しかしそれは違う。司曆はま

ず曆法として定められた計算手順に従つて造曆計算を行ない、大抵はそのままが実施曆となる。計算結果に操作を加えるにしても、そこには明確な理由付けと規則性がある<sup>(6)</sup>。逆に言えば、史資料から見出される曆日変更を推算曆に反映するには、曆学的に蓋然性のある変更だということが説明できなければならない。もしくは、史料の方が圧倒的に信頼度の高いことが示されねばならない<sup>(7)</sup>。推算曆が史料と食い違つているからといって、無批判に史料の方を採用することはできないのである。

### 三、神護景雲二年三月は大か小か

百万塔の墨書銘をめぐつて語られる曆日の話で、これまでに最もよく知られている話題は、標題に掲げた「神護景雲二年三月が大の月か小の月か」という問題であろう。復元曆では当該月は小、翌四月が大となるが、百万塔墨書銘に「三月三十日」の日付をもつものが少なからず見出されるため、三月は大、四月が小だったのではないか、という指摘がなされたものである。調査に当たつた奈良国立文化財研究所（当時）の金子裕之氏が発見、三月は大と主張しているが（文献①）、曆研究の立場からすると、この問題は当該月だけで解決できるものでは

なく、実は同年八・九月の大小と運動して考えねばならない。惜しむらくは、金子報告はその視点を欠いており、問題の本質が理解されていないように思われる。以下、具体的に述べよう。

月の大小は、換言すれば朔日干支の間隔である。暦計算の結果、この三・四・五月の朔日は、それぞれ乙巳、甲戌、甲辰と求まる。ゆえに三月小、四月大となる。<sup>(8)</sup>これを史料に従ふると、三月乙巳朔は『続日本紀』に見えるので一応問題無い。また五月甲辰朔も、『続紀』の「五月丙午」の記事にある勅が『類聚三代格』で「五月三日」の日付をもつところから、甲辰朔を認めてよい。この両月朔の差が五十九日ゆえ、三月と四月は、一方が大、他方が小でなければならぬ。ここまで金子報告に示されているとおりである。問題は、甲戌と求まつた四月朔を乙亥に変更する理由があるか否か、に係つてゐる。そして、実はその理由が無いわけではないのである。

これは、進朔と呼ばれる造曆上の規則に関わりがある。進朔とは、朔となる時刻が一日の四分の三を経過した時刻（午後六時相当）よりも後になる場合、その日は朔日とせず、翌日をもつて朔日とする、という技法である。<sup>(9)</sup>朔があまり遅い時刻になると、その前日、すなわち前月

晦日に僅かながら月を見てしまう場合が起ころるが、計算で求まつた朔を含む日の翌日を朔日とすれば、本来の朔日を前月の晦日として扱うことになり、このことを避けられる。現代人の感覚からすれば無意味な技巧とも思われるが、月の満ち欠けの様と日取りとが一致することこそ太陰太陽暦の大原則であるからして、必ずしも些細なことではなかつた。<sup>(10)</sup>ともあれ、進朔は唐の李淳風によつて麟德暦で定式化され、以後の暦法に踏襲された。日本でも麟德暦は儀鳳暦の名で奈良時代前半に用いられたが、進朔の法は適用されなかつたと見られる。続いて貞觀三年（八六一）まで用いられたのが大衍暦で、本稿で論じている年月もその期間に含まれるが、残念ながら大衍暦における進朔法採否の実態が今一つ明確でない。なお、その後およそ八百年にわたつて用いられた宣明暦では、ほぼ機械的に規則どおりの進朔が行われており、さらに続く貞享暦以降では進朔法そのものが廃止された。<sup>(11)</sup>

さて、大衍暦における進朔を考えてみよう。造曆計算の結果は大余・小余という形で求まり、大余は六十干支に相当するゼロから五九の整数で日を表す。一方、大衍暦では一日を三〇四〇分と表すので、小余はゼロ以上三〇四〇未満の値となつて時刻を表す。進朔するか否かの

境界（進朔限）は一日の四分の三とされるから、大衍暦では三〇四〇分の四分の三で、一二八〇分。理論的には、計算で求まつた朔の時刻（小余）がこの値を超えていれば、進朔が行われる。進朔によつて朔日の干支が一つ先へ進むので、当該月は小の月となり、前月が大の月となる<sup>(12)</sup>。いま論じている神護景雲二年三月が大の月か小の月かという問題の本質は、実は四月が進朔されたか否かということであつて、三月の問題ではない。先に金子報告に対し失礼な評言を記したのは、その中にまつたく進朔のことが出てこないためである。

神護景雲二年四月の計算結果を見るに、大余は一〇（甲戌）、小余は二六五六と求まる。進朔限一二八〇をかなり上回つてゐるから、当然、進朔が行われ、朔日は乙亥になつたと予想される。とすれば、三月が大、四月が小となる。ところが、事はそれほど単純には収まらない。第一に、筆者が大衍暦用期間を通じて調べたところでは、ほぼ例外なく進朔されるのは小余二八〇〇以上で、小余二六〇〇台の場合、進・不進が同数という結果を得てゐる（文献⑤）。第一に、進朔があくまでも暦法上の規則である以上、近隣の年、少なくとも同一年内では、同じ処置が採られるべきであつて、それが確認されない

限り、結論を急ぐことはできない。以上、二つの理由があるので、神護景雲二年四月は進朔した（換言すれば、三月は大）と簡単に決めてしまうわけにはゆかないものである<sup>(13)</sup>。

しかば、この前後に同じように進朔の採否が問題となる月があるか。答えは、「ある」。同年第七月と九月の二回が該当する<sup>(14)</sup>。また、前年（七六七）の三、七、十の三か月、翌年の四、七、九の三か月もそうである。金子報告によつて示されたとおり、現存百万塔の制作年代が天平神護三年と神護景雲二年とに集中するとして、さしあたり検討の対象としなければならないのは以上の各月であろう。逆に、これらの間で斉一的な処理の行われてゐる様子が見出せないならば、新資料によつて推算暦を補正することに「待つた」をかけねばなるまい。

そこで対象となる月の具体的計算値を、各条、「大余（干支）—小余」の要領にて示す。

- ①天平神護三年（七六七） 三月：四六（庚戌）—一二六三七
- ②同 七月：四四（戊申）—一三九四
- ③神護景雲元年（七六七） 十月：一三（丁丑）—一五七八<sup>(15)</sup>
- ④神護景雲二年（七六八） 四月：一〇（甲戌）—一二六五六

- ⑤ 同  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八  
九月・○七(辛未)――七〇八

以上のとおりである。<sup>(16)</sup>

このうち、①は『続紀』に月朔干支が庚戌と見えるので、進朔していないことがわかる。また、⑤は進朔して癸卯を朔日としたことが『続紀』から察せられる。<sup>(17)</sup> 残念ながら、他の七件については文献上、進・不進を確認できない。

- ・天平神護三年・三、五、七、八、十、十一の六か月
  - （変更なし）
  - ・神護景雲二年・正、四、六（第六月）、七、九、十、十一の七か月
  - ・神護景雲三年・正、四、七、八、十、十一、十二の七か月
- 次に、計算結果そのままの場合、三か年の大の月は、
- ・天平神護三年・三、五、七、八、十、十一の六か月
  - ・神護景雲二年・正、四、六（第七月）、七、九、十、十一の七か月
  - ・神護景雲三年・正、四、七、九、十、十一、十二の七か月

である。このうち、景雲二年の六月は、前記の如く『続紀』で閏六月の存在が確認されるので、進朔が適用され小・閏六月、それに伴い、前月（計算では小・閏五

月）が大・六月となる。また、景雲三年九月は史料では大小を確認できないが、小余二八九〇でほぼ確實に進朔する大きさであるし、それによつて四大が避けられるから、進朔して八月大・九月小となつた可能性が高い。以上を加味して、この三年間で大の月と予想される月は左のとおり。<sup>(18)</sup>

- ・天平神護三年・三、五、七、八、十、十一の六か月

一方、百万塔墨書から「三十日（卅）」の所見を集めると、表1・2のようになる。出典は金子裕之氏の公表したデータである（文献③）。もつとも、残存する墨書の全てがそこに公開されているわけではない。塔身部・相輪部、各々五千ほどの墨書が掲出されているが、現存数は塔身部が四五七五五、相輪部が一六〇五四で、その九割がたに墨書が存するということであるから、やはり一部に過ぎない憾みがある。<sup>(19)</sup> ともあれ、もし母集団が偏りの無いものならば、前掲の月が平均して表1・2に出

現することが期待される。しかし表1・2を年月の明確なものに限つて集計すると、現実には以下のようになる。

括弧内が各月の件数で、両表を通計してある。

・天平神護三年…三(1)、十一(2)、十二(1)

・神護景雲二年…一(4)、三(72)、四(7)、五(3)、六

(43)、八(1)

・神護景雲三年…三(4)

これを見ると、すこぶる不自然な数であるという印象

をもつであろう。それは、

・天平神護三年（神護景雲元年）は、大の月は三月が一件、十一月が二件あるのみで、逆に小の月のはずの十二月が一件ある。その他の大月は所見が無い。

・神護景雲二年は、小の月の一・五・八月がそれぞれ二・三・一件ある一方で、大の月は三月が七十二件、六月が四十三件と極端に多い。その他の大月は所見が無い。

・同じく景雲二年で、この問題に関しては三月か四月のいずれか一方のみが大であるべきにもかかわらず、四月も七件見られる。

・神護景雲三年は、小月のはずの三月が四件あるのみで、その他の大月の所見が無い。

などの点として指摘される。とくに第三の点は明らかに矛盾であつて無視できない。『続紀』によつて知られ、金子氏も認識しているように、三月と四月は一方が大、他方が小でなければならないのである。七十二対七といふ数は多数決としては十分に有効かもしれないが、要するにこのデータが件の問題に対しても用い難い、少なくとも十分な用心を必要とするものであることを物語つておきたい。

この両月の大小の矛盾につき、さらに私見に有利な事実を指摘する。四月卅日を記す工人の名前である。塔身部の五四四番に「右、神秋」、五八〇番に「左、五百足」という工人が見えるが、二人は三月卅日のほうにも登場する。前者は二六四八番、後者は八二四番にある。となると、同一人物が「卅日」問題について矛盾する墨書を残したことになる。しかもたまたま左右両方の工房である。

要するに、墨書にある「卅」という日付は必ずしも二十九日の翌日としての三十日、つまりその月が大の月であること、を表していないのではないか。筆者はそのように考えている。単に「みそか」（晦日）、月の末日を意味する表記なのではなかろうか。この問題に決着をつけ

るためには「四月が絶対に大ではなかつた」ことを立証する必要がある。しかし同じ資料群の中に七点もの「四月卅日」がある以上、まずその点を解決せねばならず、安易に多数派のほうを探ることはできないのである。

金子報告（文献①）では「官営工房が、暦を間違えることは告朔などに支障が生じるから、やはり信じ難い」と述べているが、如何なものか。これまで見てきたように、現に矛盾する内容が含まれている。また金子氏自身、文献②において、神護景雲元年正月五日という存在しない日付が工人の勘違いによつて書き記され、それがそのまま通つてしまつた事実を紹介している。<sup>(20)</sup> 年号の誤りが不間に付されるならば、月の大小の誤りは、より小さな問題と言える。「卅」という文字を月末日の意味で「二十九日」に書いているとすれば、暦を誤つたわけではないから、告朔に不都合を生ずることもない。筆者としては、これは暦の問題としてではなく、墨書日付の性格といふ面から冷静に見直すべきものであろうと思う。

詮ずるところ、百万塔墨書の日付はかかる問題を解決するための証拠としては有効ではない、というのが現在の筆者の見解であり、したがつて、神護景雲二年三月は（より確実な証拠が示されるまでは）小である。<sup>(21)</sup>

#### 四、むすびに

本稿は論文と呼ぶには程遠いものである。何かを立証したという結論が無く、先行業績を方法論的に批判したに過ぎない。この中で明らかにしたかったことは、ある特定の月の大小如何とか、日付の問題とというわけではなく、百万塔墨書銘の資料としての位置付けについてである。それが奈良時代の官営工房の実態を語る有益な史料であることに異存はないけれども、問題の性質によつては有効でないケースもある。そのことを示したかった。

筆者も本来の専攻は日本古代史なので、推算暦を史料によつて補正することについて吝かではないし、頑迷に計算値に固執するものでもない。しかしその場合、言うまでも無く、史料そのものに対する史料批判、あるいは史料のもつ特性とか限界といった点を十分に検証した上でなければ、史料を優先することはできないであろう。その意味で、百万塔の墨書銘は六国史のような正史や、実際に残存している具注暦などとは自ずから異なるものである。そのことを弁えておかねばなるまい。<sup>(22)</sup>

暦法は「法」である。計算値を好き勝手に操作することは許されない。よほど信頼度の高い史料でないかぎり、

暦学的に見て蓋然性の認められない、もしくは趣意不明の暦日変更を探ることは慎まねばなるまい。歴史学の立場で暦を研究してきた者として、むしろ史料に対する厳しい見方を貫かねばならぬと考えている。

#### 注

(1) ただし、『日本国見在書目録』（藤原佐世撰。貞觀十七年（八七五）以降、寛平三年（八九二）頃までに成立）には両方の書名が出てくるので、別々の暦法という可能性もある。

(2) 暦計算の末に求まる結果が「全く不規則」となるのであつて、暦法そのものが法則的でないという意味ではない。念のため。

(3) グレゴリオ暦では月の大小の並びが一定で、日付と組み合わせる暦注的要素が七曜だけなので、要するに元日が七曜のいずれに当たるかで七通り、そのそれぞれについて閏年があつて七通り、都合十四通りで事足りる。それに対し、中国式太陰太陽暦では、まず月の大小の並びが一定せず、次に閏月挿入の問題があり、さらに日付と組み合わせる暦注が六十干支と七曜となる。このため、寸分違わぬ暦は二度と再び現れないと言つても強ち誇張ではない。

(4) ごく僅かながら、正倉院に天平十八年（七四六）、同二十一年 天平勝宝八歳（七五六）の具注暦がある。また近年は考古学的な出土遺物として、木簡や漆紙文書の

形で発見された暦もある（静岡県城山遺跡、宮城県多賀城跡、岩手県胆沢城跡、秋田県秋田城跡など）。しかし、いずれも断簡である。

(5) 推算暦という語は総じて歴史研究者によつて使われれるが、僻目であろうか。暦学研究者が行う計算は当時の司暦が行つた計算と同じ手順を踏むのであつて、決して得手勝手なものではない。陰陽寮の曆生が作成したのと同じ曆原案が提示されるのだということを理解されたいものである。

(6) 一例として、朔旦冬至を十九年の周期に合わせる操作を説明する。延久元年（一〇六九）は朔旦冬至となることが期待される年であったが、計算の結果は、冬至が癸巳、第十一月朔が甲子、第十二月朔が甲午、と求まる。このまま暦を造ると、冬至が第十一月の三十日に当たるため、この月が十一月で冬至は「十一月三十日」、第十二月は二十四氣の中氣を含まぬゆえ閏十一月、となる。ところが、第十二月の朔日干支を一つ前に動かして癸巳にすると、冬至は第十二月の朔日に当たることになるため、この月が十一月で冬至は「十一月一日」、第十一月は中氣を含まなくなつて閏十月、かくして朔旦冬至が実現される。計算結果に操作を加えるといふと、何か別法によつて大仰な再計算でもするかのように思われるかもしれないが、大半の暦日変更の実際は、僅かに、ある月の朔日

干支を一つ前（または後）に動かすだけなのである。

(7) たとえば、互いに独立した本原性をもつ複数の史料の一一致。あるいは、きわめて確実性の高いことが全く別の角度から証明されている史料であることなど。

(8) 月の大小の並びは朔日干支（大余）の差として自ずから決まるのであって、それぞれの月が独立に大にも小にもなりうるというわけではない。その点、金子報告が参考している岡田清子論文は、暦のことを何一つ知らずに書いていると評しても過言ではない。かつて内田正男氏も岡田論文に対し、暦というものはそのように好い加減なものではない、と憤然たるコメントを残していたことを記憶する。

(9) 朔とは太陽と月との視黄経が一致することをいう。簡単に言えば、地球から見て両者が同じ方角にある。朔という現象が時間的には瞬間であることに注意されたい。朔の瞬間を含む日を朔日と呼ぶ。ゆえに暦学的には、朔と朔日とは厳密に区別される。

(10) 国民の大多数がリテラシーをもたなかつた時代には、文字で書き記された暦では実生活上の役に立たない、ということ思い起こしてほしい。月の姿（と出没の遅速）こそ、天空に懸けられた「日めくりカレンダー」だったのである。マツリの日取りや民間俗信に、あえて日付を言わず、「満月から三日後」というような例が多く見られるのは、この間の事情を物語るものであろう。

(11) 大衍暦における進朔について、より詳しいことは文献⑤を参照されたい。

(12) 中国式の太陰太陽暦では必ず大月が三十日、小月が二十九日。進朔によつて、もともと小であつた月がさらに一日減つて二十八日になつたり、大であつた月が一日増えて三十一日になつたりすることはない。当該月とその直前月の大小が入れ替わるだけである。

(13) 文献④では大衍暦のこの時期の進朔限を二六五〇程度と推定している。筆者も概ね同感であるが、大衍暦の場合、進朔限を一律に決定できないところが悩みの種で、しかもここで論じている当該月の小余が推定進朔限にきわめて近いので、さらに厄介さを増している。

(14) 「第ヶ月」という表現は馴染まないかもしれない。閏月の絡む暦日変更を論ずるとき、月の呼び名が動いて誤解の生ずるのを避けるために、～番目の月という意味で用いる。「第」字を冠しないものは通常の「ヶ月」を指す。

(15) この年は、八月十六日に改元された。

(16) これらの厳密な数値に興味のある向きは、文献④を参考されるとよい。同書には暦の計算法の概論などもある。

(17) この年の月朔の計算結果は第五月が四〇（甲辰）～六三二一、第六月が〇九（癸酉）一一六九一、第七月が三八（壬寅）一二九九四と求まる。関連する二十四気の中氣は、夏至（五月の中氣）が三八（壬寅）一一六九二。この結果からすると、第六月が中氣を含まぬため閏五月となるべきであるが、『続紀』には閏六月と見える。第七月を中心とするが、『続紀』には閏六月と見える。第七月を中心、第七月の朔日を、計算上の壬寅から翌日（癸卯）

に移せば、大暑が第六月の末日と重なり、第七月は中気を含まず閏六月となる。第七月の朔の小余は二九九四と求まっているが、これは進朔を適用するに十分すぎるほどの大きさで、この措置は暦学的に納得できるものである。

(18)

これらのうち、小余の値が進朔限を超えていない、つまり進朔とは無関係に大月と考えられるのは、天平神護三年の五・八・十一月、神護景雲二年の正・七・十・十一月、神護景雲三年の正・十・十一・十二月である。

(19)

全ての墨書のデータが利用可能になれば、もう少し確実な議論ができる余地はある。しかし、後述の如く、この件は「卅(日)」という墨書の意味自体を問い合わせる必要があるので、仮に百万すべてが揃っていても、断定することは困難と言わざるをえない。問題の質が違うのである。

(20)

この件の要点を記す。まず、神護景雲元年なる年は天平神護三年が八月十六日に改元されて生まれたものである。ゆえに神護景雲元年には八月十五日以前の日付は存在しない。後年に編纂された史料の場合、年初に遡らせて新年号を用いることもありうるが、百万塔墨書銘や文書一般のように即時性の強いものではそのようなことはない。この日付は工人が、神護景雲二年正月)に勘違いして「元年」と書き誤ったものと見られる。そして検査に当たった下級官人も殊更に咎めなかつた。以上のような報告である。筆者もそのとおりであろうと思うが、工人の勘

違ないとする根拠があるわけではなく、断定はできない。

(21) 金子報告(文献①)に決定的な証拠として引く「造東大寺司移案」(正倉院文書)も、絶対確実な日付として扱えるものかどうか、同じように疑問があろう。古代文書

論の根幹に関わるゆえ、軽率な判断は慎まねばならないが、「卅日」という記日には単に月末日を意味する場合があるのではないか、ということを繰り返し指摘しておく。

いかに好意的・楽観的に見ても、正史たる『続紀』と同じレベルで暦日変更の根拠として採用することはできないと思う。

(22)

文献①において金子氏が「『日本暦日原典』などが、神護景雲二年三月の大小を決める時、もっぱら暦日計算を優先した結果」と記していることについて、該書の編著者、内田正男氏に代わって一言したい。『原典』の作成に当たっては桃裕行氏がその厖大綿密なノートを以って支援しており、当時までに知られていた史料所見に基づく補正を加えている。決して「もっぱら暦日計算を優先」したわけではない。それにつけても、内田氏が該書の第四版改訂に際して、この金子報告を承けて「三月大」と直してしまつたことは早計であつたし、返す返すも遺憾に思う。

文献リスト

- (文献①) 金子裕之「神護景雲二年三月は大の月か小の月か」(法隆寺昭和資財帳編纂所『伊珂留我』八(東京、小学館、一九八八年))
- (文献②) 金子裕之「あり得ない日付——景雲元年正月五日」(法隆寺昭和資財帳編纂所『伊珂留我』一〇(東京、小学館、一九八九年))
- (文献③) 法隆寺昭和資財帳編集委員会『法隆寺の至宝』第五卷(東京、小学館、一九九一年)
- (文献④) 内田正男『日本暦日原典』第四版(東京、雄山閣出版、一九九四年)
- (文献⑤) 湯浅吉美「大衍暦における進朔について——天平宝字八年(貞觀三年)の日付の問題」(『埼玉学園大学紀要』創刊号へ人間学部篇)、一二〇〇一年)

表1 墨書所見「卅日」 塔身部（年月順）

番号	年	西暦	月	左右	人名	位置	その他	備考
2738	神護景雲元	767	11	右？	日？	底		「卅日右」
3849	神護景雲元	767	11		日石	底		
2631	神護景雲元	767	12		奇	底		廿日の可能性あり
811	神護景雲2	768	2	左	◇	底	「三」刻印	
1482	神護景雲2	768	2	左	東	底	「三」刻印	
434	神護景雲2	768	3	右	丈マ広万	底	「三」刻印	
532	神護景雲2	768	3	右	◇成？	底	「三」刻印	
698	神護景雲2	768	3	左	佐人	底	「三」刻印	
766	神護景雲2	768	3	右	丈マ辛人	底		
824	神護景雲2	768	3	左	五百足	底		
887	神護景雲2	768	3	右	調益人	底		
913	神護景雲2	768	3	右	佐々倉荒海	底	「三」刻印	
960	神護景雲2	768	3	右	丈マ辛人	底	「三」刻印	
1043	神護景雲2	768	3	右	佐々倉荒海	底	「三」刻印	
1071	神護景雲2	768	3	右	八千万	底		
1131	神護景雲2	768	3		◇万	底		
1151	神護景雲2	768	3	右	車持米益	底		
1499	神護景雲2	768	3	右	丈マ忍万	底	「三」刻印	
2580	神護景雲2	768	3	左	侍万	底		
2642	神護景雲2	768	3	右	◇◇	底		
2648	神護景雲2	768	3		神秋万呂	底	「三」刻印	
2779	神護景雲2	768	3	右	八千万	底	「三」墨書	
2818	神護景雲2	768	3		茜部人万	底	「三」刻印	
3235	神護景雲2	768	3	左	足万	底		
3258	神護景雲2	768	3		佐人	底	「三」刻印	
3309	神護景雲2	768	3	右	虫万	底	「三」刻印	
3458	神護景雲2	768	3	右	淨万	底		

3785	神護景雲2	768	3	左	田人	底	「四」刻印	
3837	神護景雲2	768	3	右	物忍田	底	「三」刻印	
4760	神護景雲2	768	3	右	虫万	底		
4819	神護景雲2	768	3	右	丈マ辛人	底		
4962	神護景雲2	768	3	右	調益人	底		
544	神護景雲2	768	4	右	神秋	底	「三」刻印	
580	神護景雲2	768	4	左	五百足	底	「三」刻印	
1523	神護景雲2	768	4	右	虎	底	「三」刻印	
2261	神護景雲2	768	4	左	蓑	底	「四」刻印	
3938	神護景雲2	768	4	左	◇…◇	底	「三」刻印	云・卅，存疑
1140	神護景雲2	768	5		◇◇	底	「一」刻印	
1728	神護景雲2	768	5	右	物忍田	底	「◇」笠	
2354	神護景雲2	768	5	右	千足	底		
7	神護景雲2	768	6	右	丈マ伊	底		
52	神護景雲2	768	6	右	龍万	底		
61	神護景雲2	768	6	右	吉人	底		
65	神護景雲2	768	6	右	忍田万呂	底		
378	神護景雲2	768	6	右	調益人	底	「三」刻印	
401	神護景雲2	768	6	右	家	底	「三」刻印	
570	神護景雲2	768	6	右	忍田万	底	「三」刻印	
890	神護景雲2	768	6	右	◇万	底	「三」刻印	
895	神護景雲2	768	6	右	石繼	底	「一」刻印	
914	神護景雲2	768	6	右	里栖	底	「三」刻印	
1103	神護景雲2	768	6		◇万呂	底		
1436	神護景雲2	768	6	右	丈マ忍万	底	「三」刻印	
1594	神護景雲2	768	6	右	淨万呂	底	「三」刻印	
2134	神護景雲2	768	6	右	石繼	底	「三」刻印	
2352	神護景雲2	768	6	右	石上足人	底	「三」刻印	
2449	神護景雲2	768	6	右	淨万呂	底	「三」刻印	

2601	神護景雲 2	768	6	右	池守	底	「三」刻印	
2602	神護景雲 2	768	6	右	調益人	底		
2669	神護景雲 2	768	6	右	石繼	底	「二」底 白 土上	
3279	神護景雲 2	768	6	右	池守	底		
3280	神護景雲 2	768	6	右	広万	底	「三」刻印	
3294	神護景雲 2	768	6	右	豊成	底	「三」刻印	
3493	神護景雲 2	768	6	右	調益人	底	「三」刻印	
3551	神護景雲 2	768	6	右	豊成	底	「三」刻印	
3563	神護景雲 2	768	6	右	家	底	「三」刻印	
3633	神護景雲 2	768	6	右	佐々倉荒海	底		
4132	神護景雲 2	768	6	右	石繼	底	「三」刻印	
4296	神護景雲 2	768	6	右	池守	底	「三」刻印	
4394	神護景雲 2	768	6	右	人万	底	「三」刻印	
4424	神護景雲 2	768	6	右	龍万	底	「三」刻印	
4757	神護景雲 2	768	6	右	豊成	底	「三」刻印	
4823	神護景雲 2	768	6	右	黒栖	底	「三」刻印	
136	神護景雲 2	768			子◇	底		
346	神護景雲 3	769	2		忍万	底	底線刻「甘」	
2121	神護景雲 3	769	2	右	車持牛甘	底	「三」刻印	三年二月，存疑
4661	神護景雲 3	769	2	右	◇◇	底		
734			2		◇	底		
75			3		千足	底		
438			3		鳥万	底		
471			3	右	大伴石勝	底	「三」刻印	「云」
540			3		三千	底		「三年」
1417			3		◇◇	底		「◇二」，神護景 雲 2 ナルベシ
1452			3		足人	底		

1503			3		丈マ忍万	底		
1538			3		池足	底		
1636			3		乙万	底		
2003			3		池足	底		
2137			3		◇足	底		
2164			3	右	人上	底	「五」底線刻	
2971			3		伊	底		
3318			3		田人	笠		
3381			3		人万	底		「三年」
3435			3		公子豊成	底	「二」刻印	「三年」
3669			3	右	龍万	底	「二」刻印	「三年」
3864			3		石勝	底		
4038			3		枚人	底		
4339			3		池足	底		
4642			3		財子虫	底		「三年」
4876			3	左	足	底		「二年」
1661			10	右	千足	底		
4073			11		葛万	底		
4111					◇	底		

表2 墨書所見「卅日」相輪部(年月順)

番号	年	西暦	月	左右	人名	位置	その他	備考
3172	神護景雲元	767	3	右	◇	請花		「元三卅」
1692	神護景雲2	768	2	左	百	請花		
3568	神護景雲2	768	2	右	日忍	請花		
2	神護景雲2	768	3		乙上	請花		
22	神護景雲2	768	3	左	里	請花		
191	神護景雲2	768	3	左	乙人	請花		
248	神護景雲2	768	3	右	乙万	請花		
441	神護景雲2	768	3	左	三倉	請花		
493	神護景雲2	768	3		年	請花		
539	神護景雲2	768	3	右	倉橋村人	請花		
635	神護景雲2	768	3	左	庭	請花		
806	神護景雲2	768	3	左	庭	請花		
859	神護景雲2	768	3	左	家孫足	*請花		
1173	神護景雲2	768	3	左	◇主	請花		
1290	神護景雲2	768	3	左	秋足	請花		
1411	神護景雲2	768	3	右	家孫足	*請花		
1436	神護景雲2	768	3	右	家孫足	*請花		
1485	神護景雲2	768	3		三倉	請花		
1577	神護景雲2	768	3	左	里	請花		
1638	神護景雲2	768	3	右	秦年人	請花		
1651	神護景雲2	768	3	左	淨	請花		
1797	神護景雲2	768	3	左	建	請花		
1910	神護景雲2	768	3		庭	請花		
1951	神護景雲2	768	3		乙?足?	請花		
2143	神護景雲2	768	3	左	庭	請花		
2156	神護景雲2	768	3	右	乙万	請花		
2264	神護景雲2	768	3	右	九	請花		

2273	神護景雲 2	768	3	右	家孫足	*請花		
2452	神護景雲 2	768	3	左	加?	請花		
2464	神護景雲 2	768	3	左	三倉	請花		
2467	神護景雲 2	768	3	右	麻呂	請花		
2584	神護景雲 2	768	3	左	建	請花		
2687	神護景雲 2	768	3	右	吉人	請花		
2766	神護景雲 2	768	3	右	百	請花		
2778	神護景雲 2	768	3	右	広国	請花		
2808	神護景雲 2	768	3	右	乙万	請花		
3155	神護景雲 2	768	3		淨人	請花		
3354	神護景雲 2	768	3	左	広立	請花		
3474	神護景雲 2	768	3	左	◇	請花		
3695	神護景雲 2	768	3	右	乙万	請花		
3736	神護景雲 2	768	3		秦?年人	請花		
3934	神護景雲 2	768	3	右	百	請花		
4057	神護景雲 2	768	3	左	月万	請花		
4078	神護景雲 2	768	3	左	三倉	請花		
4470	神護景雲 2	768	3		里	請花		
4716	神護景雲 2	768	3	左	淨	請花		
4768	神護景雲 2	768	3	右	一年足	請花		「右云二三冊一年足」
4799	神護景雲 2	768	3	右	乙	請花		
359	神護景雲 2	768	4	右?	乙人	請花		
1974	神護景雲 2	768	4	左	三里	請花		二年，存疑
281	神護景雲 2	768	6	右	乙人	請花		
1196	神護景雲 2	768	6	右	乙人	請花		
1279	神護景雲 2	768	6	右	◇…◇	請花		
1447	神護景雲 2	768	6	右	乙万	請花		
1836	神護景雲 2	768	6	左	三倉	請花		
2039	神護景雲 2	768	6		広国	請花		

2157	神護景雲 2	768	6		乙足	請花		
2790	神護景雲 2	768	6		乙足	請花		
3146	神護景雲 2	768	6		孫足	*請花		云、存疑
3967	神護景雲 2	768	6	右	人万	請花		
4791	神護景雲 2	768	6	右	乙人	請花		
3587	神護景雲 2	768	8	左	乙万?	請花		
1700	神護景雲 2	768		左	乙万	請花		「云二卅」
3914	神護景雲 3	769	3	左	乙足	請花		
2078			3	左	◇	請花		「三年」
2282			3		客?乙万	請花		「二年」
2403			3	左	建	請花		「云◇」
2604			3	左	広立	請花		「三年」
899				左	日長?	請花		「左元卅日長」
2857					長弓	請花		「卅日長弓」
3013				左	乙万	請花		「云二卅」
3307				左	年足	請花		卅、存疑
3723				左		請花		「云二卅」